

市第 132 号議案

墓地の指定管理者の指定

次のように墓地の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
メモリアルグリーン	東京都港区三田 4丁目7番27号	アメニスメモリアルグリーン 共同事業体 代表者 株式会社日比谷アメニス 代表取締役 小林 定夫 社 長	平成28年4月1日か ら平成33年3月31日 まで

提 案 理 由

メモリアルグリーンの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

アメニスメモリアルグリーン共同事業体の構成員

- 1 東京都港区三田 4 丁目 7 番 27 号

株式会社日比谷アメニス

代表取締役社長 小林 定 夫

- 2 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 1 号

株式会社日比谷花壇

代表取締役社長 宮 島 浩 彰

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）